

# 「安全推進宣言」

私たち連絡協議会は、労働安全衛生法をはじめとする関係法令を遵守するとともに「陸上貨物運送事業者及び荷主等」がともに協力し、職場における労働者の安全と健康を確保することと、快適な職場環境の形成を促進するため、以下の取り組みを行うことをここに宣言いたします。  
(※「荷主等」とは荷主、配送先、元請事業者等をいいます。)

## 目標・目的

陸上貨物運送事業者及び荷主等の事業者に関する労働者の **「死亡災害0名」**  
(休業4日以上**の死傷災害を令和9年までに令和4年比で5%以上減少**)

ゼロ

## 目標・目的達成のためにとるべき行動

- 一、陸上貨物運送事業者及び荷主等における法令等の遵守に向けた周知
- 一、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインに基づいた陸上貨物運送事業者及び荷主等における安全管理体制の整備
- 一、荷役5大災害 「トラック・荷台等からの墜落・転落による災害」、「トラック・荷台等での荷崩れによる災害」、「フォークリフト使用時における災害」、「トラックの無人暴走による災害」、「トラック後退時における災害」を防止するための対策の徹底

令和5年8月 平塚地域「陸運事業者及び荷主等における連絡協議会」

- ・(公社) 神奈川労務安全衛生協会 平塚支部
- ・建設業労働災害防止協会 神奈川支部 平塚分会
- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会 神奈川県支部 平塚分会
- ・平塚労働基準監督署



荷主等の協力が不可欠

平塚地域陸運事業者及び荷主等における連絡協議会  
構成団体会員 事業者 殿

平塚労働基準監督署

荷役作業の労働災害防止に向けた荷主等における取り組み周知について

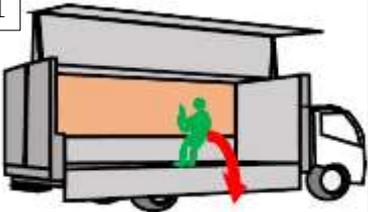
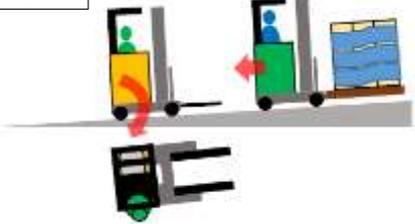
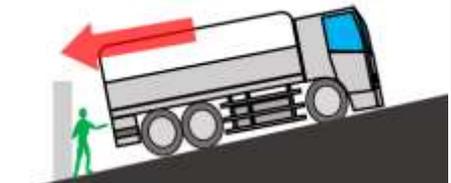
時下、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。日頃から労働基準行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

陸上貨物運送事業（ドライバー等）における死傷災害の約7割は荷役作業時に発生しており、その労働災害の多くが荷主、配送先、元請事業者等（以下「荷主等」という。）の事業場構内で発生しています。

神奈川県内の事業場におきましても、令和5年5月末時点で3件の死亡災害が発生しているところです。（「死亡災害事例」参照。3件のうち1件は平塚労働基準監督署の管内事業場です。）

こうした荷役作業中の労働災害を防止するためには、陸上貨物運送事業者の取り組みのみならず、荷主等の事業場において、陸上貨物運送事業者と連携した荷役作業の労働災害防止対策を行う担当部署を明確にすることが重要です。

このたび、平塚労働基準監督署管内関係3団体で構成し運営する平塚地域「陸運事業者及び荷主等における連絡協議会」において「安全推進宣言」を宣言しましたので、関係者等に御周知されること等により、陸上貨物運送事業の安全衛生対策に特段の御配慮を賜りますよう御協力をよろしくお願いいたします。

死亡災害事例	発生状況
<p>事例1</p> 	<p>中型トラック（ウイング車）運転者が、荷積み先の倉庫で片側のウイングとあおりを開放して荷積み準備を終え、荷台を後ろ向きに歩行中、約1メートル下の地面に墜落した。</p>
<p>事例2</p> 	<p>トラック運転者が、荷台の空パレットを運び出す準備として、リーチフォークリフトでプラットホーム上から地上のトラック脇まで移動の際、プラットホームからの下りスロープを後進中に脱輪して35センチメートル下の地面に同車ごと落ち、同車の下敷きになった。</p>
<p>事例3</p> 	<p>配送先構内の坂にタンクローリー車を停車し、エンジンを切らずに一旦作業場所に向かったところ、サイドブレーキのかかりが悪く、ローリー車が坂道を後進した。運転手がそれに気づき慌ててローリー車に駆け寄ったがローリー車とコンクリート壁に頭と頸椎を挟まれた。</p>